

# 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学安全衛生管理規則

平成16年4月1日  
規則第 1 号

## 目次

第1章	総則（第1条－第4条）
第2章	組織（第5条－第17条）
第3章	作業主任者・就業制限（第18条・第19条）
第4章	安全教育（第20条・第21条）
第5章	施設設備の管理（第22条・第23条）
第6章	VDT作業の管理（第24条）
第7章	化学物質の管理（第25条－第27条）
第8章	放射線・エックス線の管理（第28条・第29条）
第9章	遺伝子組換え生物等の管理（第30条）
第10章	健康管理（第31条－第37条）
	附則

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この規則は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）における学生及び職員の健康管理及び安全管理に関する事項を定めることを目的とする。

2 学生及び職員の健康管理及び安全管理については、法令等に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

### （学生及び職員以外の者への準用）

第2条 第1章から第9章の規定は、次の者に準用する。

#### （1）本学が次の規程に基づいて受け入れた者

- イ 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学と民間機関等との共同研究取扱規程（平成16年規程第29号）
- ロ 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学受託研究取扱規程（平成16年規程第30号）
- ハ 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学研修員等受入規程（平成16年規程第31号）
- ニ 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学外国人客員研究者受入規程（平成16年規程第32号）

（2）前号に定める者の他、本学が雇用契約以外の契約により受け入れた者で、この規則を適用する旨合意したもの

(学長の責務)

第3条 学長は、法令及びこの規則の定めるところにより、学生及び職員の健康管理及び安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 学長は、災害発生の危険のおそれがあるときは、直ちに作業を中止し、学生、職員及び作業従事者等を現場から退避させる等、必要な措置を講じなければならない。

3 学長は、学生及び職員の健康管理及び安全管理に関して、学生、職員及び外部有識者の意見を聞くために必要な措置を講じるものとする。

(学生及び職員等の責務)

第4条 学生及び職員は、自らの保健及び安全保持に努めるとともに、学長、総括安全衛生管理者、その他の関係者が法令等及びこの規則に基づいて講ずる措置に従わなければならない。

## 第2章 組織

### 第1節 総括安全衛生管理者

(総括安全衛生管理者)

第5条 本学に総括安全衛生管理者を置く。

2 総括安全衛生管理者は、理事のうちから、学長が選任する。

3 総括安全衛生管理者は、学生及び職員の健康管理及び安全管理を総括する。

(学長の監督責任)

第6条 学長は、総括安全衛生管理者に、その業務を行うについて必要な権限を与え、かつ、適時その業務の執行状況を監督しなければならない。

(総括安全衛生管理者の代理)

第7条 学長は、総括安全衛生管理者が旅行、病気、事故その他やむを得ない事由によってその職務を行うことができないときは、理事のうちから、代理者を選任しなければならない。

(総括安全衛生管理者の交代)

第8条 学長は、辞職その他の理由によって総括安全衛生管理者が欠けた場合には、14日以内に、理事のうちから新たに総括安全衛生管理者を選任しなければならない。

### 第2節 保健管理センター所長

(保健管理センター所長)

第9条 保健管理センター所長は、学校医及び産業医として、次の業務を行う。

(1) 健康診断の実施及びその結果に基づき、学生及び職員の健康を保持する

ための措置を行うこと。

- (2) 月に1回学内を巡視し、設備等で衛生上有害のおそれがある場合には緊急措置又は予防措置を講じること。
- (3) 作業環境の維持管理を行うこと。
- (4) 作業の管理に関すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、学生及び職員の健康管理に関すること。
- (6) 健康教育、健康相談その他学生及び職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
- (7) 衛生教育に関すること。
- (8) 学生及び職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。

(学長への勧告及び措置)

- 第10条 保健管理センター所長は、学生及び職員の健康を確保するため必要があると認めるときは、学長に対し、学生及び職員の健康管理及び安全管理に関し、必要な勧告をすることができる。
- 2 学長は、前項の勧告を受けたときは、直ちに学生及び職員の健康管理及び安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

(総括安全衛生管理者への勧告・衛生管理者への指導及び助言)

- 第11条 保健管理センター所長は、第9条各号に掲げる事項に関し、総括安全衛生管理者に対して勧告し、又は衛生管理者に対して指導し、若しくは助言することができる。

### 第3節 衛生管理者

(衛生管理者)

- 第12条 本学に衛生管理者を置く。
- 2 衛生管理者は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第12条に定める免許を持つ者のうちから、学長が選任する。
- 3 衛生管理者は、総括安全衛生管理者の指揮の下に、次の業務を行う。
- (1) 少なくとも毎週1回、学内を巡回し、設備、作業方法、又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、学生及び職員の健康障害を防止するために、必要な措置を講じること。
  - (2) 第16条第1項第1号に定める安全衛生委員会に出席し、学生及び職員の安全管理及び健康管理に関し意見を述べること。
  - (3) その他、第9条各号の業務のうち衛生に係る技術的事項を管理すること。
- 4 衛生管理者の任期は、2年とする。

(衛生管理者の代理)

- 第13条 学長は、衛生管理者が旅行、病気、事故その他やむを得ない事由に

よってその職務を行うことができないときは、前条第2項に定める者のうちから代理者を選任しなければならない。

(衛生管理者の増員又は解任)

第14条 学長は、労働基準監督署長が労働安全衛生法第11条第2項に基づき、衛生管理者の増員又は解任を命じたときには、ただちに必要な措置を講じなければならない。

#### 第4節 総合安全衛生管理委員会

(総合安全衛生管理委員会)

第15条 本学に、総合安全衛生管理委員会を置く。

- 2 総合安全衛生管理委員会に委員長を置き、総括安全衛生管理者をもって充てる。
- 3 総合安全衛生管理委員会は、学生及び職員の安全管理及び健康管理に関して調査審議する。
- 4 前3項の他、総合安全衛生管理委員会に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第5節 専門委員会

(専門委員会)

第16条 学生及び職員の安全衛生管理、健康管理に関し専門的な事項を審議するため、次の委員会を置く。

- (1) 安全衛生委員会
  - (2) 放射線安全管理委員会
  - (3) 遺伝子組換え生物等安全管理委員会
- 2 各委員会に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第6節 環境安全衛生管理室

(環境安全衛生管理室)

第17条 学生及び職員の安全管理及び健康管理に関する事務は、環境安全衛生管理室において処理する。

- 2 環境安全衛生管理室は、次の職員をもって組織する。
  - (1) 室長(教員又は職員)
  - (2) 教員
  - (3) 技術職員
  - (4) 事務職員
- 3 環境安全衛生管理室に関し必要な事項は、別に定める。

### 第3章 作業主任者・就業制限

(作業主任者)

第18条 学長は、別表第1に掲げる各作業について作業主任者を選任し、当該作業に従事する学生及び職員の指揮その他安全確保のために必要な措置を行なわせなければならない。

2 作業主任者は、別表第1右欄に掲げる者から選任しなければならない。

(就業制限)

第19条 学長は、別表第2の左欄に掲げる各業務に関しては、別表第2の右欄に掲げる者又はそれと同等以上の能力を持つと認める者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

2 前項の規定により当該業務に就くことができる者以外の者は、当該業務を行ってはならない。

#### 第4章 安全教育

(雇入時・入学時の安全教育)

第20条 総括安全衛生管理者は、学生を入学させるとき及び新たに職員を雇い入れるときには、その者に対して安全及び衛生のための教育を行わなければならない。

(特別の教育)

第21条 総括安全衛生管理者は、別表第3に掲げる各作業について、当該業務に従事する学生及び職員に対する特別の教育を行わなければならない。

2 前項の教育は、それぞれの業務ごとに、第18条に定める作業主任者、若しくは別表第2右欄に掲げる者に行わせるよう努めなければならない。

#### 第5章 施設設備の管理

(機械の定期自主検査)

第22条 総括安全衛生管理者は、別表第4の左欄に掲げる機械等について、定期的に機械等の自主検査を行い、その結果を記録しなければならない。

2 前項の記録は、別表第4の右欄に掲げる期間、これを保存しなければならない。

3 検査の項目等、必要な事項は、別に定める。

(防火管理・防災管理)

第23条 総括安全衛生管理者は、消防法（昭和23年法律第186号）第36条第1項及び第2項に定める防災管理者として、本学の防火管理及び防災管理について総括する。

2 防火管理及び防災管理に関し必要な事項は、別に定める。

## 第6章 VDT作業の管理

### (VDT作業)

第24条 総括安全衛生管理者は、VDT作業における労働衛生管理のためのガイドライン（平成14年4月5日厚生労働省労働基準局長通達）の定めるところにより、学生及び職員のVDT作業による健康障害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

## 第7章 化学物質の管理

### (化学物質の定義)

第25条 この章において「化学物質」とは、教育研究に用いる元素及び化合物（放射性物質を除く。）をいう。

### (総括安全衛生管理者の管理責任)

第26条 総括安全衛生管理者は、次の法令に基づき、本学における化学物質の購入、保管、及び使用に関し、安全管理及び周辺環境の汚染防止のために必要な措置を講じなければならない。

(1) 労働安全衛生法

(2) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）

(3) 消防法

(4) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）

(5) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）（平成11年法律第86号）

(6) その他関係法令

2 総括安全衛生管理者は、本学における化学物質の購入量、保管量、使用量、及び本学外部への排出量を常時把握し、異常が認められるときには、職員の健康管理、安全管理及び大学周辺環境汚染防止のために必要な措置を講じなければならない。

3 化学物質の管理に関し必要な事項は、別に定める。

### (危険性の把握及び周知)

第27条 総括安全衛生管理者は、化学物質について、その危険性に関する情報の収集に努めるとともに、当該物質を使用する学生及び職員に対してその情報を周知しなければならない。

2 総括安全衛生管理者は、化学物質について、化学物質等安全データシート（MSDS）を入手し、その物質が使用される作業場において、学生及び職員が容易に参照できる方法で保存しなければならない。

## 第8章 放射線・エックス線の管理

### (放射線障害)

- 第28条 総括安全衛生管理者は、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号）その他法令の定めるところにより学生及び職員の放射線障害の防止のために必要な措置を行わなければならない。
- 2 放射線障害の防止に関して必要な事項は、別に定める。

### (エックス線障害)

- 第29条 総括安全衛生管理者は、労働安全衛生法、その他法令の定めるところにより、学生及び職員のエックス線障害防止のために必要な措置を行わなければならない。
- 2 エックス線障害の防止に関して必要な事項は、別に定める。

## 第9章 遺伝子組換え生物等の管理

### (遺伝子組換え生物等の管理)

- 第30条 総括安全衛生管理者は、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（平成15年法律第97号）その他法令等の定めるところにより、学生及び職員の遺伝子組換え生物等を用いた実験による事故防止及び周辺の環境汚染防止のために必要な措置を行わなければならない。
- 2 遺伝子組換え生物等の取扱いに関して必要な事項は、別に定める。

## 第10章 健康管理

### (総合的な健康管理)

- 第31条 総括安全衛生管理者は、学生及び職員に対する健康教育及び健康相談その他健康の保持増進を図るため必要な措置を継続的かつ計画的に講じるように努めなければならない。
- 2 健康管理に関して必要な事項は、別に定める。

### (作業環境測定)

- 第32条 総括安全衛生管理者は、労働安全衛生法、作業環境測定法（昭和50年法律第28号）及び厚生労働省令の定めるところにより、作業環境測定を行い、その結果を記録しなければならない。
- 2 前項において作成した記録は、別に定める期間、これを保存しなければならない。
- 3 総括安全衛生管理者は、前項の測定の結果を基に、学生及び職員の作業環境改善のために必要な措置を講じなければならない。

(健康診断)

第33条 総括安全衛生管理者は、学生を入学させるとき及び新たに職員を雇入れるときに、その者に対する健康診断を行わなければならない。

- 2 総括安全衛生管理者は、1年以内ごとに1回、学生及び職員の健康診断を行わなければならない。
- 3 総括安全衛生管理者は、別表第5左欄に掲げる業務に従事する学生及び職員に対して、特別の健康診断を、同表の右欄に掲げる間隔で、行わなければならない。ただし、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）に定める特定化学物質を取扱う業務又は有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）に定める有機溶剤を取扱う業務に従事する学生に対して行う特別の健康診断については、当該学生の入学した日から6月を経過した日以後に行う特別の健康診断を初回とする。
- 4 総括安全衛生管理者は、都道府県労働局長から、労働安全衛生法第66条第4項の規定に基づいて、臨時の健康診断の実施その他の指示を受けた場合には、直ちに必要な措置を講じなければならない。
- 5 学生及び職員は、第1項から第4項の規定により本学が行う健康診断を受けなければならない。ただし、学生及び職員がこれらの健康診断に相当すると総括安全衛生管理者が認める健康診断を受け、その結果を証明する書面を提出したときは、これをもって代えることができる。

(健康診断の結果の取扱い)

第34条 前条に定める健康診断の結果は、受診者本人に通知するとともに、その記録を別に定める期間保存しなければならない。

(保健管理センター所長による保健指導)

第35条 総括安全衛生管理者は、第33条に定める健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める学生及び職員に対し、保健管理センター所長による保健指導を行わなければならない。

- 2 学生及び職員は、前条の規定により通知された健康診断の結果及び前項の規定による保健指導を利用して、その健康の保持に努めるものとする。

(ストレスチェック)

第36条 総括安全衛生管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、医師、保健師その他の厚生労働省令で定める者による心理的な負担の程度を把握するための検査(以下「ストレスチェック」という。)を行わなければならない。

- 2 前項に規定するストレスチェックに関し必要な事項は、別に定める。

(レクリエーション)

第37条 総括安全衛生管理者は、健康の保持増進を図るため、体育活動、レクリエーションその他の活動についての便宜を供与する等に努めなければな



らない。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年9月15日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年9月17日から施行し、令和元年9月1日から適用する。

別表第1（第18条関係。右欄に掲げる者に、学生及び職員の指揮その他安全確保のために必要な措置を行わせることが必要な業務。）

作業主任者を置くべき業務	作業主任者の名称	主任者となることができる者
安全装置を装備しないエックス線発生装置を用いる教育研究	エックス線作業主任者	エックス線作業主任者免許所持者
その他、労働安全衛生法第14条に定める作業	各作業主任者	労働安全衛生規則別表第1に定める免許所持者または講習修了者

別表第2（第19条関係。右欄に掲げる者以外が行うことが禁止される業務。）

業務の内容	業務を行うことができる者
放射線取扱主任者の業務	第1種放射線取扱主任者免状保持者
薬品管理システムのアドミニストレーター	危険物取扱者（甲種）免許保持者
作業環境測定業務	作業環境測定士（第1種）免許保持者
その他労働安全衛生法第11条に定める業務	労働安全衛生規則別表第3に掲げる免許の保持者

別表第3（第21条関係。特別の教育を行うべき業務）

特別教育を行うべき業務
研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務
小型ボイラーの取扱いの業務
つり上げ荷重が5トン未満のクレーンの運転（NMR室等）
その他労働安全衛生法第59条に掲げる業務

別表第4（第22条関係。定期自主検査を行うべき機械）

定期自主検査を行うべき機械	検査の間隔
積載荷重が1トン以上のエレベーター	1月以内ごとに1回
積載荷重が0.25トン以上1トン未満のエレベーター	1年以内ごとに1回
第1種圧力容器	1月以内ごとに1回
第2種圧力容器	1年以内ごとに1回
動力により駆動する遠心機械（遠心分離機含む）	1年以内ごとに1回
局所排気装置（ドラフトチャンバー含む）	1年以内ごとに1回
その他労働安全衛生規則に定める機械	規則に定める間隔ごとに1回

別表第5（第33条関係。特別健康診断を行うべき業務）

特別健康診断を行うべき業務	健康診断の間隔
放射性物質を取扱う業務	6月以内ごとに1回
特定化学物質障害予防規則に定める特定化学物質を取扱う業務	6月以内ごとに1回※
有機溶剤中毒予防規則に定める有機溶剤を取扱う業務	6月以内ごとに1回※
遺伝子組換え生物等を用いる教育研究の業務	6月以内ごとに1回

※特定化学物質障害予防規則に定める特定化学物質を取扱う業務又は有機溶剤中毒予防規則に定める有機溶剤を取扱う業務に従事する学生については、入学した日から6月を経過した日以後に行う特別健康診断を初回とする。